

○鉱山保安法施行規則の一部改正について

経済産業省令 第三十四号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十五日 経済産業大臣 世耕 弘成

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(保安統括者及び保安管理者の選任)</p> <p>第四十一条 法第二十二条第三項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において、鉱業に関する理学若しくは工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、鉱山の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの</p> <p>二 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(保安統括者及び保安管理者の選任)</p> <p>第四十一条 法第二十二条第三項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校において、鉱業に関する理学若しくは工学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、鉱山の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの</p> <p>二 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>(作業監督者)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 鉱業権者は、掘削バージにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる。</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）と同等以上の学力を有すると認められる者であって、当該作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの</p> <p>二・三 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(作業監督者)</p> <p>第四十三条 [略]</p> <p>2 鉱業権者は、掘削バージにおいて作業する作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たし、かつ、産業保安監督部長が面接により、前項の表の下欄の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めた者から選任することができる。</p> <p>一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、前項の表の上欄に定める当該作業の区分に関連する技術に関する学科を修めこれを卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者であって、当該作業に関する実務に通算して一年以上従事したもの</p> <p>二・三 [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。